

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し

提案団体

群馬県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的な内容

医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。

具体的な支障事例

医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)は、住所地の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。

申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。

申請書の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。

申請書の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医務課(薬剤師は薬務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。

※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療従事者免許の各種申請書様式の厚生労働大臣名を廃止することで、申請者や申請書内容の確認を行う都道府県職員の事務負担を軽減することできる。

根拠法令等

医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、長野県、静岡県、愛知県、京都府、熊本市、北九州市、沖縄県

○【制度の必要性】

本市においても、厚生労働大臣名が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提案団体と同

様の方法により対応している。

本市における国免許の申請受付件数は年間約 1700 件(H28 年度実績)であり、修正等の対応も多く生じているため、業務軽減の観点から大臣名の記載廃止の必要性を感じている。

○提案県の支障事例と同様に、受付窓口において各種免許申請者に対し、厚生労働大臣名を説明すること、書類審査の際に大臣名の記載内容を確認することなどに業務上の負担が生じている。

また、各種免許申請書に厚生労働大臣名を記載する特段の理由が明示されていないこと、他の多くの申請書においては大臣名の記載が求められていないことからも、当該取扱いを廃止し、業務の効率化を図る必要性が認められる。

○本県においても、医療従事者免許の各種申請を行う際に、申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名については、記載されずに提出されるケースが多く、その都度、申請者に補正を求めている。

○厚生労働大臣の任免があった場合、申請日と厚生労働大臣名との整合性の確認に伴う事務負担がさらに増大する。

○申請書の受付機関である医療課及び保健所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、記入例を作成して対応している。

しかし、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合が多く、訂正したことがわかる様に修正した上で、厚生労働省へ進達している。

申請書の受付件数は年間約 4,000 件にのぼり、厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認していることから、大きな事務負担が生じている。

○大量の申請時には確認を行うことが困難、かつ大臣が変更された場合に混乱をきたすと思われる。「厚生労働大臣 殿」であればそのようなこともないと考える。

○具体的な支障事例と同様、申請者は大臣名を記入しなければならないため、受付窓口において大臣名を掲示し、空欄・誤記の際には申請者に確認の後、大臣名のゴム印を押印する等の対応を行っている。また、県へ進達する際には再度大臣名を含む記載内容を確認しており、事務負担が生じている。

○本県においても、医療従事者免許の各種申請の受付を保健所窓口で行っており、窓口に厚生労働大臣名を掲示する等して記載漏れ防止を図っているところである。

特に、3月末から4月上旬の新規申請時には申請件数が多く、保健所及び県所管課では記載内容の確認等作業で事務負担を生じている。

○当該業務については権限移譲に基づき、市で申請のみを受付けているため、県の取扱い件数に比べて少ない件数ではあるが、申請者の多数が申請書に大臣の氏名を記入しておらず、その都度、大臣の氏名を示し記入するよう対応しているところである。

○申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならないが、厚生労働大臣のみであれば記入漏れや確認事項の軽減に繋がると考える。

各府省からの第1次回答

医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 47 号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。

ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、省令改正により対応することを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向けて、積極的かつ迅速な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 47 号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。

ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、平成 31 年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(9) 医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、薬剤師法(昭 35 法 146)、理学療法士及び作業療法士法(昭 40 法 137)及び視能訓練士法(昭 46 法 64)

以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成 30 年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。

- ・医師
- ・歯科医師
- ・保健師
- ・助産師
- ・看護師
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・衛生検査技師
- ・薬剤師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士